

JAグループにおける農福連携にかかる取組み —新たなモデル「協力支援型」「商工型」「農・福法人参入型」—

主席研究員 濱田 健司

目次

- | | |
|-------------|-------------|
| 1. はじめに | 3. 取組み方法・内容 |
| 2. 組織ごとの取組み | 4. 今後へ向けて |

1. はじめに

農福連携は、福祉関係者を中心に取組みが広がってきた。それは、障害福祉サービス事業所（以下、事業所）において障害者が農業生産を行い、事業所が所有する農地または借りた農地において農業生産を行うというものである（①「事業所内型」）。平成26年の日本セルフセンターの報告（受託調査：JA共済総合研究所実施）¹では、33.3%の事業所が障害者の就労、就労訓練の他、食材の自給、リハビリテーション、レクリエーションなどを目的とした農的活動を含む農業活動を実施している。令和元年度の当研究所による中国四国エリアを対象とした調査²では農業活動に取り組んでいるのは47.8%で、日本セルフセンター報告時の中国四国エリアの36.4%から1割強増えている。したがって、全国においても同様の増加傾向にあると推察される。これは国、地方自治体、中間支援団体、事業所などが農福連携の推進に取り組んできた、主として福祉関係者による成果といえる。

また近年、急速に広がっているのは福祉関係者および農業関係者双方の取組みとなる、

農家や農業法人等が事業所等へ農作業を委託するものがある（②「受委託型」）。農家等が、事業所を運営する社会福祉法人やNPO法人等と受委託契約を結び、障害者が事業所のスタッフと共に農作業などを行うものだ。

こうした中で、ここ数年の間、農業関係者による取組みも「点」から「線」へと広がりつつある。令和元年にJA全中およびJA全農が3か年計画において農福連携の推進に取り組むことを掲げた（この年は「JAグループ農福連携元年」であったといえよう）。翌年度にはJA全中がJAグループ全体による農福連携に関する取組み方針（「知る」「取り組む」「広げる」）を掲げている。実はそれ以前から、JA、生産部会などが単独の「点」として農福連携に取り組んできたが、全国団体が方針を掲げたことで、今後のJAグループそして農業関係者における農福連携の「線」そして「面」へ取組みを後押しすることとなった。

本稿では、JAグループが取り組む農福連携について、組織ごとの取組み、取組み方法・内容、取組みステップについて整理し、今後に向けて展望する。

1 日本セルフセンター「平成25年度 農と福祉の連携についての調査研究報告」（農林水産省事業）

2 厚生労働省「令和元年度 農福連携による高齢者の健康増進・生きがいづくり・社会参加と農山漁村の活性化の支援に関する調査研究事業」（受託実施：JA共済総合研究所）におけるアンケート調査結果の分析より。

2. 組織ごとの取組み

J Aグループは、組織により組合員、J A、都道府県組織、全国組織に分かれ、それぞれの組織としての役割と機能がある。したがって、農福連携に取り組むに当たってそれぞれの取組みが異なる。

そこで本節では、まずこれまでのJ Aグループの取組みから組織ごとに農福連携の取組みを整理する。

(1) 全国組織

全国組織として、J A全中、J A全農、J A共済連、農林中金、J A全厚連、日本農業新聞、家の光協会、農協観光等がある。

主な取組みとしては、J Aグループ全体としての農福連携に関する全体方針の決定があり、これはJ A全中が担っている。またそのほかの全国組織それぞれの方針決定もある。例えば、前述したようにJ A全中やJ A全農が3か年計画に農福連携の推進などを盛り込み、特にJ A全中が方針を掲げることで、他

(図表1) 主な取組みと事例

	主な取組み	主な事例
全国組織	・J Aグループ全体の方針決定 ・各全国組織として方針決定 ・J Aグループへの意識啓発 ・組合員、他の農業関係者等への意識啓発 ・農福連携の取組み実施 ・農福連携の取組み応援 ・子会社などによる地域での農福連携の取組み実施、取組み応援	・J Aグループ全体の方針を決定 ・各全国組織が農福連携に取り組む方針を決定し、3か年計画・事業計画等に盛り込む ・J A役職員などへの会議や研修会等において方針を周知 ・全国組織の広報誌、研修会、会議等での意識啓発 ・マニュアルなどの普及資料等を作成、配布 ・日本農業新聞・家の光協会などの新聞・雑誌等での意識啓発 ・全国組織が関係する国や他の関係団体等と協力してイベント開催 ・人的交流 ・地域で地方自治体が仲介し農家等が事業所へ農作業委託する際の調整 ・全国組織が関係する国や他の全国団体等と協定を締結
都道府県組織	・都道府県組織として方針決定 ・J Aグループ全体、各全国組織の方針の周知 ・組合員、他の農業関係者等への意識啓発 ・農福連携の取組み実施 ・農福連携の取組み応援	・J A役職員などへの会議や研修会等において方針を周知 ・マニュアルなどの普及資料等を作成、配布 ・農福連携に取り組む方針を決定し、事業計画等に盛り込む ・地域で地方自治体等が仲介し農家等が事業所へ農作業委託する際の調整 ・地域の農福連携をすすめる地方自治体・関係団体の会議に参加
J A	・J Aとして方針決定 ・組合員、他の農業関係者等への意識啓発 ・農福連携の取組み実施 ・農福連携の取組み応援 ・子会社などによる農福連携の取組み実施、取組み応援	・農福連携に取り組む方針を決定し、事業計画等に盛り込む ・組合員などへ会議や研修会等において方針を周知 ・事業所の職員等へ農業技術の指導 ・事業所が生産した農産物・加工食品の販売 ・J Aが運営実施する選果場や農作業受託に関する作業を事業所へ委託 ・地域で地方自治体等が仲介し農家等が事業所へ農作業委託する際の調整 ・特例子会社を設立し、農作業受託および農業生産を実施 ・農家等の障害者雇用のマッチングと定着支援の実施 ・地域の農福連携をすすめる地方自治体・関係団体の会議に参加
組合員	・農福連携の取組み実施 ・農福連携の取組み応援	・部会メンバーが事業所の職員等へ農業技術の指導 ・事業所の農作業に関する機械等を用いた作業補助 ・部会メンバーの農作業委託に関する情報集約等の調整

(出典) ヒアリング調査および文献調査等により著者作成

のJ Aグループ全国組織、J Aなどによる農福連携の取組みを促進している。

そして組合員さらには他の農業関係者等へ向けた意識啓発があり、各全国組織がそれぞれの方法で実施している。普及資料を作成・配布したり、各全国組織が発行・発信する新聞・雑誌・冊子・インターネット・ラジオ番組・テレビ番組などにおいて、農福連携とは何か・農福連携の方針・取組み事例・取組み方法などを発信する。例えば、J A全農がマニュアルを作成・配布したり、J A全中がテレビ、J A全農がラジオで農福連携の番組を組んだり、日本農業新聞は農福連携に関する新聞記事を掲載し、家の光協会が雑誌などにおいて農福連携の特集を掲載している。

さらに各全国組織やその関係する子会社等で障害者雇用を行い、いろいろな仕事に取り組んでいる。今後は、全国組織で障害者雇用するだけでなく、各全国組織が障害者雇用するための特例子会社³を設立・運営して、ここで障害者が農業生産などに取り組んだり、その他の子会社が農家等から受託する農作業を地域の障害福祉サービス事業所に委託する、さらに子会社で障害福祉サービス事業所を開設・運営し、農業生産や農作業受託を行うなどといった取組みも考えられる。例えば、農林中金は特例子会社を設立し障害者を雇用している。J A共済連は社会福祉法人を設立し、そこで事業所を開設して、障害者が農業生産を行っている。農協観光は、県が取り組む農作業受委託のマッチング、地域のJ Aと共に一般企業が雇用した障害者と農作業委託を希望する農家等をマッチングする取組みを行っている。なお、農協観光は日本農福連携協会へ、職員研修として人材を送っている。

そして各全国組織や子会社などが、事業所や国・地方自治体などの農福連携の取組みをさま

ざまな形で応援するというものがある。各全国組織が関係する国や地方自治体、農業、福祉、農福連携にかかわる他の関係団体と協定を結ぶ、連携してイベント開催を行うなどがある。例えば、J A全中は農林水産省・日本農福連携協会と包括連携提携を結び、農福連携等応援コンソーシアムにも幹事として参加している。

(2) 都道府県組織

都道府県組織は、J Aや組合員や農業関係者等へJ A全中や各全国組織の方針などの周知を行う、また独自に普及するための資料を作成・配布することなどがある。会議や研修会などにおいて周知し、普及資料等を配布する。例えば、一部の組織は農福連携に取り組む方針を決定し、J A全農福島では独自にマニュアルを作成・配布し、かつ意識啓発のためのセミナーを主催している。

また地域において実際に農福連携に取り組むというものがある。例えば、J A全農おおいたはJ Aとも協力し、農作業委託に関する農業者サイドの情報収集や作業の切り出しや事務手続きなどを担っている。このほか、地域の既存の農福連携の取組みを応援するというものがある。例えば、一部の県中央会が地域の農福連携をすすめる地方自治体・関係団体などの会議にメンバーとして参加している。

(3) J A

J Aが農福連携に取り組む方針を組織決定し、事業計画等に盛り込むものがある。一部のJ Aでは事業計画に盛り込んでいる。

そしてJ Aにおいて、農福連携を実際に取り組むものがある。J Aの選果場の作業を事業所へ委託、事業所の生産した農産物をファーマーズマーケット等で販売・系統出荷、J A職員が事業所への農業技術指導を行っている

3 企業等が障害者法定雇用率を達成するために法律で定められた会社で、障害者の雇用の促進と安定を図るため、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合、特例としてその子会社に雇用されている障害者を親会社等に雇用されているものとみなし、障害者法定雇用率の実雇用率に算入できる。

(図表 2) J A の取組み事例

- ・営農指導員が、事業所の職員に対して現地で農業技術の指導を行う。
- ・J A の体験農園・市民農園などで事業所スタッフ・障害者へ農業技術指導する。
- ・農福連携農園を運営する。
- ・事業所が必要とする農業資材・機械等を事業所へ販売する。
- ・事業所が必要とする食品加工機械を貸し出す。
- ・地域の事業所に事務所や作業場としてJ A の施設を貸す。
- ・事業所のハウス等整備のための融資をする。
- ・事業所の加工食品の食材のための農産物を事業所へ販売する。
- ・ファーマーズマーケット等の直売所やA-COOPなどにおいて事業所が生産した農産物・加工食品を販売する。
- ・J A の関係する会社が農家等から請け負う農作業などを事業所へ委託する。
- ・事業所を支援する中間支援団体などが行う農作業受委託に関する取組みにかかる農家等が委託する作業の切り出しについての助言、農家等の委託に関する情報集約と提供などを行う。

(出典) ヒアリング調査および文献調査等により著者作成

る。このほか、J A が農家等の障害者雇用のマッチングと定着支援を実施したり、障害者雇用するための特例子会社を設立し障害者が農業生産などに取り組んでいる。今後は、J A が事業所を開設・運営し農業生産、農作業受託を行うことなどといった取組みが考えられる。例えば、J A 高知県は農家等が障害者を雇用するためのマッチングと雇用後の定着のための支援をJ A 職員が行っている。またJ A ぎふは、特例子会社を設立し、農作業受委託や水耕栽培を行い、障害者が農業体験する機会を設けている。さらにJ A 松本ハイランドは、県などとも協力し農家等による農作業委託の調整に取り組んでいる。このほか、J A が農福連携に取り組むさまざまな事例も見られるようになっている(図表 2)。

さらに地域の農福連携の取組みをいろいろな形で応援するというものがある。一部のJ A では地域の農福連携をすすめる地方自治体・関係団体などの協議会等にメンバーとして参加したり、セミナー会場として施設を提供している。

(4) 組合員

生産部会、青年部、女性部、助けあい組織などが、地域の農福連携の取組みを実施および応援する。

例えば、事業所(または事業所スタッフ)を生産部会に加えるようにし、生産活動を共に実施する、生産部会が農家等の農作業委託に関

する情報を集約し、地方自治体や関係団体へ繋ぐ。生産部会、青年部等のメンバーが事業所に対する農業技術指導を行う、青年部のメンバーが、事業所が機械を所有していないため行うことが難しい作業について、機械を持ち込んで手伝うことなどがある。

3. 取組み方法・内容

ここでは、J A グループが取り組む主な方法および内容を整理する。

(1) 方法類型

取組み方法を整理すると、「意識啓発」「実施」「応援」に分けることができる。

1) 意識啓発

意識啓発は、組合員・J A 役職員・農業者・地域住民、そしてさらには国民・企業等へ農福連携を周知し広め、理解を促進していくものである。次のようなものがある。

①方針の決定と発信、②マニュアル・手引書・優良事例・ポスター・動画等の作成と配布、③現場見学・意見交換会等の開催、④セミナー・研修会等の開催、⑤イベントでのパネル展示・事業所等の農産物販売・講演、⑥メディアを通じた情報発信などにより農福連携に関する情報を周知するなどである。

2) 実施

実施は、農福連携の取組みをJ A グループの全国組織・都道府県組織・J A 等において行う

ものである。次のようなものがある。

①農家等が農作業を事業所へ委託する場合の調整をJA等が担う、②JA等の選果場などの作業場における作業を事業所へ委託する、③子会社等で障害者を雇用し子会社が農家等から作業を受託する、④事業所へ農業技術を指導する、⑤事業所・農業者・関係団体・協議会等が農福連携を実施するための必要な人材・資材・情報・ノウハウ・資金・機会等を提供する、⑥事業所が生産した農産物・加工食品を販売する、⑦食品加工のための農産物を事業所へ販売する、⑧事業所へ融資する、⑨施設や機械等を事業所へ貸す、⑩農福連携をすすめるためのオルガナイザーの役割を担うなどである。

3) 応援

応援は、上記の意識啓発・実施以外の取組みで、国や地方自治体などの他の主体が目指し、すすめる農福連携の取組みについて連携・バックアップするものである。次のようなものがある。

①国や地方自治体の実施するセミナー等イベントの後援・共催として参加する、②セミナー等イベントの会場として施設を提供する、③セミナー等イベントのPRを行う、④地方自治体や関係団体等で構成される農福連携を意識啓発・取組みを進めていくための協議会などに参加する、⑤国や地方自治体や関係団体等と包括協定等を結ぶなどがある。

(2) 内容類型

取組みの内容を類型化すると、ヒト、モノ、カネ、コト、情報、場所に関するものに分かれる。

ヒトは、農福連携に関する協議会等のメンバーとしてのJA役職員の参加、農業技術の指導のための職員派遣、農作業受委託に関する人的協力、人的交流などがある。

モノは、農福連携に取り組むための農業資材、機械、施設、農地に関する提供や貸与などがある。

カネは、農福連携に取り組むための融資・助成などがある。

コトは、イベントの主催・共催・後援、地域や行政などとの農福連携の取組みに関するオルガナイザーとしての役割を果たすこと、包括協定を結ぶことなどがある。

情報は、制度やJAグループの取組み情報の発信、イベント情報の発信、マニュアル・手引書・事例集・動画等の作成・配布、農作業委託を希望する農家等のニーズ把握と情報提供、事業所への農地や機械等の情報斡旋などがある。

場所としては販売会、セミナー、研修会、協議会、打ち合わせ等に関する会場を提供、事業所の事務所・作業場などとして施設を貸すなどがある。

(3) 取組みステップ

取組みに当たっては、図表3のステップに分けることができる。

なお、「意識啓発」「実施」「応援」においてどのような内容の取組みを行うか、また組織や環境や状況などにより、必要となるステップは異なる。

(図表3) 取組みステップ

第0ステップ	知る、学ぶ、理解する
第1ステップ	事前の情報収集、内部・外部との調整
第2ステップ	行政・関係団体等との連携体制の構築
第3ステップ	方針決定、事業計画へ盛り込むなど
第4ステップ	実施に向けた体制、予算の整備
第5ステップ	試行実施
第6ステップ	本格実施
第7ステップ	広げる

(出典) 著者作成

4. 今後へ向けて

(1) 期待される新たなモデル

これまで広がってきた主な農福連携の取組みモデルは、主として①「事業所内型」、②「受委託型」、そして農業法人等で障害者を雇用し

農作業を行う③「雇成型」があった。

今後期待されるものとして、農業関係者が①「事業所内型」および②「受委託型」などをより積極的に協力・支援する④「協力支援型」が考えられる。それは主として農業関係者による農業技術指導、農地・機械等の情報提供、農作業受委託の仲介などである。反対に農家等が障害者を雇用するなどの場合、事業所が農業関係者へ障害者に関する作業を含む対応を指導する、障害者に関する情報を提供するなどのケースがある。そのほかに⑤「商工型」（農福商工連携ともいう）もあり、事業所が生産した農産物をJ A等が販売・加工する、逆に農家等が生産した農産物を事業所が販売・加工するというものがある。

さらに、農業法人やJ A等が事業所を開設・運営し農業生産を行う、あるいは事業所が農業法人を設立し農業生産に参入する⑥「農・福法人参入型」が考えられる。

（図表 4）農福連携モデル

既	①事業所内型、②受委託型、③雇成型
新	④協力支援型、⑤商工型、⑥農・福法人参入型

（出典）著者作成

実は、J Aグループは既にさまざまな資源を有し、いろいろな団体との関係を有することから、④「協力支援型」⑤「商工型」⑥「農・福法人参入型」のモデルを比較的实施しやすいと考えられる。

（2）J Aグループへの期待

J Aグループによる既存の農福連携の取組みに関する「意識啓発」「実施」「応援」は、農業関係者の農福連携を広めるために、大きな役割を果たすことになる。

「意識啓発」は農福連携を農業関係者や地域住民そして国民・企業に周知し広めていくために重要である。また「実施」によって、J Aグループを中心とした農業関係者の農福

連携への参画を推進することとなる。そしてその有する資源を活用した新たなモデルとなる⑤「商工型」⑥「農・福法人参入型」にもチャレンジできるであろう。「応援」は既に地域において取り組まれている、あるいはこれから取り組もうとしている取組みにかかる大きなバックアップとなる。また結果として、③「雇成型」の促進にも繋がっていくであろう。

さらに、農福連携に取り組むだけでなく、J Aグループとしてより多くの障害者を雇用していくことが求められる。「一人は万人のために、万人は一人のために」という理念を掲げる協同組合として、障害者法定雇用率を超える障害者を率先して積極的に雇用していくことだ。

農福連携という言葉を分解すると、農業と福祉の連携である。言い換えると、農業と協同として考えられよう。農業を通じて農業者を含む地域の多様な人々が共に支え合い、共に生きるからである。農福連携は、関係するすべての人々が「Happy-Happy」になることを目指すものである。したがって、農業協同組合は農福連携を実践するに相応しい組織の一つといえよう。実は「共に支え合う」ことこそが、協同組合そしてJ A（農業協同組合）にみられる総合事業の大きな意義である。行政や企業では費用や時間がかかり難しい取組みや地域をHappyにする取組み（例えばその一つが農福連携）を、多様な人々や組織と共に、地域や社会において行い、チャレンジしていくのが協同組合であり、そのために総合事業が重要なのである。

J Aグループの農福連携は地域農業を支えるだけでなく、今日の協同組合としての地域における役割を果たすための、大きな一石となる。そしてJ Aグループが農福連携の「意識啓発」「実施」「応援」に取り組むことで、農福連携の農業関係者の取組み、農福連携そのものの普及に繋がる。J Aグループによる今後の取組み、チャレンジが期待される。